



えがお が いちばん!!



つげ えりな
柘植 衿里名ちゃん (1歳)

「いつも笑顔で元気いっぱいだね！」
(高千帆二丁目)

お子さん(小学校就学前まで)の写真を募集しています。詳しくは広報広聴課(☎82-1133)まで。



かねこ はるき ゆすき
金子 陽樹くん・柚姫ちゃん
(2歳) (1か月)

「兄妹仲良く、すくすくと育ててね！」(渡場)



市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、E-mailで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課

FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「離婚後に母子家庭を助成する手当について」

近く夫と離婚することになりました。子供が3人いますが、離婚後の生活が不安です。母子家庭が受けられる手当があると聞きましたが、どんな制度でしょうか。(45歳 女性)



お答えします

担当 児童福祉課 (☎82-1125)

離婚後の母子家庭の生活を支援する制度として、**児童扶養手当制度**があります。これは、離婚届を提出し、児童の父と母が別居を開始して、住民票の住所地が別になったときから申請手続きをすることができます。受給期間および支給月額は右記のとおりです。

また、児童扶養手当のほか、児童を養育する家庭を対象とした「児童手当」「特別児童扶養手当」という手当があり、いずれも支給要件に該当していれば、児童扶養手当と同時に受給できます。※手当の内容については、右記をご覧ください。

児童扶養手当制度 ~母子家庭を助成します~

●支給期間

養育している児童が18歳の年度末まで
※結婚(事実婚を含む)等があった場合は、受給資格を失います。

●支給月額

9,850円から41,720円の間(前年の所得状況によって決まります)
※子供が2人以上いる場合は、第2子に5,000円、第3子以降は1人につき3,000円加算されます。
※所得制限限度額があります。

子育て中の方へ ~他にもこんな手当があります~

【児童手当】

出生から12歳の年度末までの間にある児童を養育している人に支給される手当です。(所得制限限度額あり)

【特別児童扶養手当】

20歳未満で、身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父または母などに支給される手当です。(所得制限限度額あり)